

県南広域振興局長告示第51号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年4月28日

県南広域振興局長 小 島 純

就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500474	はつらつ農場 羽田ファーム	奥州市水沢羽田町字門下244番地4	令和5年4月30日